

出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部改正について

令和4年1月1日より下記のとおり改正となりますので、お知らせいたします。

1.改正内容

- 1) 出産育児一時金等の金額の改正
40万4千円⇒40万8千円
- 2) 退院時に交付する明細書等への所定の印（スタンプ）の押印の廃止
⇒「産科医療補償制度の対象分娩です」の文言を印字等により明記
- 3) 受取代理申請書等の押印廃止